

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 款 通 則

(乗車変更)

第 149 条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、次の各号の変更（これらの変更を「乗車変更」という。）の取扱いを受けることができる。

(1) 区間変更

イ 乗 越 （着駅を原乗車券の着駅を越えた駅への変更）

ロ 方向変更 （着駅を原乗車券の着駅と異なる方向の駅への変更）

ハ 経路変更 （経路を原乗車券の経路と異なる経路への変更）

(2) 特別急行券変更 （乗車前の特別急行券等の変更）

(3) 団体乗車券変更 （団体乗車券での区間変更及び乗車列車の変更）

(乗車変更の取扱範囲)

第 150 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

2 前項の場合において、乗越については原乗車券区間と乗越区間とを通じた経路が、方向変更又は経路変更については非変更区間と変更区間とを通じた経路が、それぞれ環状線を 1 周してこれを越えるとき、又は、一部もしくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。但し、環状線 1 周となる駅、又は、折返し乗車となる駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 151 条 第30条の規定による被救護者割引普通乗車券、その他、区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限を越える乗車変更の取扱いをしない。

(列車指定乗車券類所持の旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 152 条 乗車する列車を指定した乗車券類を所持する旅客が乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第 153 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。

(別途乗車)

第 154 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は、旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望どおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間・種類について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合、又は、当該駅から折り返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

(注 1) 「乗車変更制限のある乗車券」とは、被救護者割引普通乗車券、通学用割引普通回数乗車券、定期乗車券等をいう。

(注 2) 「旅客運賃計算の打切り等により旅客の申出どおりの乗車変更の取扱いをしない場合」とは、第150条に規定する乗車変更の取扱範囲をいう。

第 2 款 区 間 変 更

(区間変更)

第 155 条 旅客はあらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券及び回数特別急行券に表示された着駅又は経路について、第149条第1号に規定する区間変更をすることができる。

2 旅客がその所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券及び回数特別急行券に表示されている発駅を、着駅に対してその発駅よりも外方となる駅に変更又はその発駅と異なる方向の駅に変更する場合も前項に準じて取り扱う。

3 前各項の取扱いをする場合は、次の各号に定める旅客運賃・料金を収受する。

(1) 普通乗車券

原乗車券の区間に対する旅客運賃（既収旅客運賃）と実際乗車区間に対する旅客運賃とを比較して、不足額は収受して過剰額は払戻しをしない。

この場合、原乗車券が割引乗車券（身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、学生割引乗車券）で適用できるときは、その割引率を適用して運賃計算する。

(2) 回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）

原乗車券の区間に対する普通旅客運賃と乗車駅から変更着駅までの区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受して過剰額は払戻しをしない。この場合原乗車券が身体障害者割引乗車券又は知的障害者割引乗車券であるときは、その割引率を適用して運賃計算する。

(3) 特別急行券

原特別急行券に対する既収の特別急行料金と、実際乗車区間に対する特別急行料金とを比較して不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

(4) 回数特別急行券

前号に準ずる。但し、既収料金は割引額を控除しない額を基準として計算する。

(5) 特別車両券

第3号に準ずる。

第 3 款 特別急行券変更

(特別急行券変更)

第 156 条 旅客は、その所持する特別急行券に表示された列車出発時刻前に限り、これを発売する駅（定期券・急行券自動発売機でのみ発売する駅及び特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。）に差し出してあらかじめ係員の承諾を受け、申し出た時刻において発売できる他の特別急行券に 1 回に限り変更すること（これを「特別急行券変更」という。）ができる。この場合、手数料は収受しない。

2 前項の取扱いをする場合は、原特別急行券の区間に対する既収の特別急行料金と、変更区間に対する特別急行料金を比較して不足額は収受し過剰額は払い戻す。この場合特別車両料金及び個室料金を収受したものであって、変更後特別車両及び個室に乗車しない場合は、特別車両料金及び個室料金を払い戻す。

3 前各項の規定は、特別急行券と同時に使用する普通乗車券について、旅客が特別急行券と同様の変更を申し出た場合に準用する。

4 階下席・サロン席(R)・ツイン席(R)に該当する特別急行券で、乗車人員が減少となる場合は、前各項の規定にかかわらず減少人員分について第171条の規定による払戻しを行い、乗車人員減少により第52条第2項、第3項に規定する発売条件を満たさず、異なる車両・座席へ変更となる場合は、変更となる乗車人員分について第1項及び第2項の規定を準用する。また、乗車人員が増加となる場合（最低発売人員未満からの増加を含む）は、原特別急行券について手数料を収受せずに払戻しを行い、第52条第2項、第3項の規定による発売を行なう。

5 サロン席(A)及び個室に該当する特別急行券及び特別車両券(A)で、乗車人員が減少となる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず減少人員分について第171条及び第172条の2の規定による払戻しを行い、乗車人員減少により第53条の2第2項、第53条の3に規定する発売条件を満たさず、異なる車両・座席へ変更となる場合は、変更となる乗車人員分について第1項及び第

- 2項の規定を準用する。また、乗車人員が増加となる場合（最低発売人員未満からの増加を含む）は、原特別急行券及び原特別車両券(A)について手数料を収受せずに払戻しを行い、第53条の2第2項の規定による発売を行なう。
- 6 前項において個室券で、第53条の3に規定する発売条件を満たさず、個室以外の座席へ変更となる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず第172条の3の規定による払戻しを行なう。また、乗車人員が増加となる場合（最低発売人員未満からの増加を含む）は、原個室券について手数料を収受せずに払戻しを行い、第53条の3の規定による発売を行なう。
- 7 サロン席(B)及びツイン席(B)に該当する特別急行券及び特別車両券(B)で、乗車人員が減少となる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず減少人員分について第171条及び第172条の2の規定による払戻しを行い、乗車人員減少により第53条の2第3項に規定する発売条件を満たさず、異なる車両・座席へ変更となる場合は、変更となる乗車人員分について第1項及び第2項の規定を準用する。また、乗車人員が増加となる場合（最低発売人員未満からの増加を含む）は、原特別急行券及び原特別車両券(B)について手数料を収受せずに払戻しを行い、第53条の2第3項の規定による発売を行なう。
- 8 第4項、第5項、第6項及び第7項の取扱いをする場合、旅客は全ての特別急行券、特別車両券及び個室券を同時に差し出さなければならない。
- 9 前項の規定は、回数特別急行券についても準用する。但し、回数特別急行料金の過剰額の払戻しはしないものとする。

（注）列車指定乗車券類所持の旅客に対する乗車変更の取扱制限

第152条

第157条 削除

第4款 団体乗車券変更

（団体乗車券変更）

第158条 団体乗車券を所持する旅客は、旅行開始後あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、区間変更又は乗車列車等の変更をすることができる。但し、これらの変更は、その団体旅客の全員が変更する場合で、輸送上支障がない場合に限って取り扱う。

-
- 2 前項の取扱いをする場合、次の各号による旅客運賃と団体乗車券1口につき220円の手数料（不足額を収受するときに限る。）とを収受する。
- (1) 乗 越
- 乗越区間について、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
- (2) 方向変更又は経路変更
- 変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。
- (3) 乗車区間は変更しないで列車が変更となる場合、旅客運賃は収受しない。
- 3 前項各号の規定は、団体乗車券に表示された発駅を、当該発駅を越えた駅又は当該発駅と異なる方向の駅に変更する場合に準用する。